

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 2号 遠軽町森林環境譲与税基金条例の制定について
(付託案件) (経済常任委員会審査報告、令和元年第6回定例会付託)
- 日程第 5 議案第 3号 遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定について
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、令和元年第6回定例会付託)
- 日程第 6 議案第 4号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備について
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、令和元年第6回定例会付託)
- 日程第 7 議案第 1号 表彰について
- 日程第 8 議案第 2号 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第10 議案第 3号 遠軽町合葬墓条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 6号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第11号 令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 議案第12号 令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第13号 令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第14号 令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第15号 令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第 7号 遠軽町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第 8号 遠軽町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第 9号 指定管理者の指定について
- 日程第22 一般質問

- 日程第 2 3 議案第 2 号 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(付託案件) の制定について
(総務・文教常任委員会審査報告、令和元年第 8 回定例会
付託)
- 日程第 2 4 議案第 4 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行
(付託案件) に伴う関係条例の整備について
(総務・文教常任委員会審査報告、令和元年第 8 回定例会
付託)
-

令和元年第8回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月10日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 2号 遠軽町森林環境譲与税基金条例の制定について
(付託案件) (経常任委員会審査報告、令和元年第6回定例会付託)
- 日程第 5 議案第 3号 遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定について
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、令和元年第6回定例会付託)
- 日程第 6 議案第 4号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備について
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、令和元年第6回定例会付託)
- 日程第 7 議案第 1号 表彰について
- 日程第 8 議案第 2号 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第10 議案第 3号 遠軽町合葬墓条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 6号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第11号 令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第12号 令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

《令和元年12月10日》

- 日程第16 議案第13号 令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第17 議案第14号 令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第18 議案第15号 令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第19 議案第7号 遠軽町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
 日程第20 議案第8号 遠軽町立学校設置条例の一部改正について
 日程第21 議案第9号 指定管理者の指定について

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会会長	新国純一君

◎説明員

副町長	厂原收君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	舟木淳次君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	古賀伸次君	企画課長	佐藤祐治君
財政課長	堀嶋英俊君	地域拠点施設準備室参事	今井昌幸君
保健福祉課長	平間敏春君	住民生活課長	高橋静江君
子育て支援課長	河本伸二君	農政林務課長	広瀬淳次君
建設課長	井上隆広君	水道課長	大川寿雄君
生田原総合支所長	門脇和仁君	丸瀬布総合支所長	会津靖朗君
白滝総合支所長	鴻上栄治君	白滝総合支所産業課長	大野数彦君

会計管理者	伯谷和昭君	教育部長	大貫雅英君
総務課長	村上裕和君	社会教育課長	小野寺正彦君
監査委員事務局長	奥山隆男君	選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

◎議会議務局職員出席者

事務局長	菊地隆君	事務局係長	小玉美紀子君
事務局主幹	岩井誠志君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和元年第8回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和元年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第22までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山谷議員、山本議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（阿部君枝君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和元年第8回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月5日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月13日までの4日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月11日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの4間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの4日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和元年第8回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和元年第6回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、1964東京オリンピック遠軽町展示林についてであります。北海道家庭学校にある展示林材を活用した日本オリンピックミュージアムが9月14日、東京都の新国立競技場の隣にグランドオープンしたところであります。

9月12日には、グランドオープンに先駆けてオープニングセレモニーが開催され、日本オリンピック委員会（JOC）から招待を受けた私が出席したところであります。

セレモニーには、萩生田光一文部科学大臣を初め、橋本聖子五輪担当大臣、森喜朗東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長など国内外から来賓者が出席し、冒頭、山下泰裕JOC会長の挨拶に始まり、列席者のテープカットが行われ、ミュージアムの説明の場面では、遠軽町の展示林材が施設に活用されているとの紹介がなされるとともに、展示林材から製作した升が記念品として出席者に配布されました。

また、9月2日には、ミュージアムのメディア向け内覧会が行われ、本年3月に福祉センターで開催されましたJOC主催のオブジェ製作に参加した町内の小学生二人がJOCから招待を受け、保護者とともに出席したところであります。

今後も長期にわたり、日本スポーツの新たな拠点において遠軽町を広くPRできるものと考えております。

《令和元年12月10日》

なお、このほかのオリンピック関連の取り組みとしましては、現在、東京都中央区晴海に整備が進められております選手村ビレッジプラザの建材として、遠軽町産トドマツの加工材を搬入したところであります。

次に、防災についてであります。10月6日に遠軽町総合防災訓練が旧遠軽小学校を会場に16機関、約1,000人の参加のもと実施されました。今回で5回目となるこの訓練では、情報伝達訓練、避難所開設訓練、炊き出し訓練、土のう積み訓練、倒壊家屋救出訓練等のほか、多くの自治会では避難訓練や防災教育などが実施され、参加者は災害時の対応を再確認し、防災意識の高揚が図られました。

今後も関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、10月12日及び13日に石川県金沢市で開催されました第19回東日本学校吹奏楽大会に南中学校及び南小学校が出場し、見事、両校とも金賞に輝きました。

また、11月23日には、大阪市で開催されました第38回全日本小学校バンドフェスティバルに東小学校が出場し、翌日の第32回全日本マーチングコンテストには遠軽中学校及び遠軽高等学校が出場し、各校とも実力を十二分に発揮し、全国に「吹奏楽のまち遠軽町」を印象づけるとともに、町民に大きな誇りを与えていただき、心から感謝申し上げますとともに、その努力をたたえたいと思います。

次に、要望関係についてであります。陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として10月21日に遠軽駐屯地、10月25日には第2師団、11月19日には北部方面総監部、また翌日には防衛省、国会議員及び関係機関に対し、駐屯地の存置並びに部隊増強について要望を行ってまいりました。

また、11月7日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、防衛省、国会議員及び関係機関に対し、北海道の自衛隊の体制強化並びに自衛隊と地域コミュニティーとの連携について要望を行ってまいりました。

次に、道路整備関係についてであります。11月6日に高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として、11月14日には遠軽北見道路整備促進期成会として、関係省庁、国会議員及び関係機関に対し、地方の将来の発展、国土強靱化に必要な道路予算の確保について要望を行ってまいりました。

高規格道路は、町民の暮らしを支え、地域と命をつなぐ路線として大変重要であり、遠軽瀬戸瀬ICから遠軽ICまでの区間が今月21日に開通することとなりましたが、全線開通について今後も引き続き要望を行ってまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第 3 号遠軽町合葬墓条例の制定については、遠軽町合葬墓を設置するため本条例を定めるものです。

議案第 4 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第 5 号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合及び住居手当の月額を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第 6 号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第 7 号遠軽町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る利率等を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第 8 号遠軽町立学校設置条例の一部改正については、令和 3 年 3 月 31 日をもって遠軽町立瀬戸瀬小学校を廃止するため、本条例を定めるものです。

議案第 9 号及び議案第 10 号指定管理者の指定については、遠軽町白滝たい肥センター及び遠軽町芸術文化交流プラザの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 11 号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第 7 号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、繰越金及び町債等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、職員の給与改定等に伴う人件費、遠軽高等学校通学者等助成金、町内循環線及び清里線の事業費確定に伴う地域公共交通確保維持改善事業補助金、認定こども園等施設整備事業補助金、遠軽地区広域組合衛生負担金、道営草地整備事業負担金、遠軽中学校野球部の全国大会出場に伴う社会体育振興補助金等の経費を計上したところです。

議案第 12 号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、職員の給与改定等に伴う人件費及び国民健康保険システムの改修に係る委託金を計上したところです。

議案第 13 号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については、職員の給与改定等に伴う人件費を計上したところです。

議案第 14 号令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 15 号令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、職員の給与改定等に伴う人件費を計上したところです。

《令和元年 12 月 10 日》

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 議案第2号遠軽町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

令和元年第6回定例会において付託しました経済常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

秋元経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（秋元直樹君） —登壇—

令和元年第6回遠軽町議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議案第2号遠軽町森林環境譲与税基金条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましては、森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てることを目的に、地方自治法の規定に基づき遠軽町森林環境譲与税基金を設置するため、必要な事項を定めるものです。

本委員会において、委員会審査を令和元年11月5日及び11月25日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、経済常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第3号遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定についてを議題とします。

令和元年第6回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から審査報告書が提

出されておりますので、委員長の報告を求めます。

竹中総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員会委員長（竹中裕志君）　－登壇－

令和元年第6回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第3号遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましては、文化、芸術振興の拠点となり、バリアフリー、防災、環境に配慮した「使用者にやさしくまちとつながるにぎわいを創出する施設」として遠軽町芸術文化交流プラザを設置するため、本条例を定めるものであります。

この付託議案については、本委員会において委員会審査を令和元年10月11日、11月7日、27日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、総務・文教常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君）　これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6　議案第4号

○議長（前田篤秀君）　日程第6　議案第4号使用料等の見直しに伴う関係条例の整備についてを議題とします。

令和元年第6回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

竹中総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員会委員長（竹中裕志君）　－登壇－

令和元年第6回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第4号使用料等の見直しに伴う関係条例の整備について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告いたします。

本条例につきましては、全ての公共施設等の使用料について、現在の使用料から平成19年の改定時の消費税率5%から本年10月に適用された10%の差額相当分5%程度を

引き上げるなどの見直しに伴い、関係条例の規定を整備するため、本条例を定めるもの
あります。

この付託議案については、本委員会において、委員会審査を令和元年10月11日、1
1月7日、27日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

なお、委員会審査において、現行のままとすべきではないかという意見もありました
が、担当課による説明を受け、過去の改正サイクルの中で改正しなかった消費税改正分の
差額程度の見直しとし、できるだけ影響の少ない改正としたこと、また、将来にわたって
の影響も鑑み、委員会としては提案どおりとしたものであります。

以上、総務・文教常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号使用料等の見直しに伴う関係条例の整備についてを採決いたしま
す。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により表彰することについて、議会の議決を求めるもので
あります。

遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労といたしまして、道の駅遠軽森のオ
ホーツク用にタッチパネル式の総合案内板1台の御寄附をいただきました遠軽ロータリー
クラブ様であります。

以上の一団体ににつきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するもので
あります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号及び日程第9 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第2号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第9 議案第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、以上2件は関連がありますので一括して議題とします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第2号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、御説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

第1条は、この条例の趣旨であり、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めることを趣旨としています。

第2条第1項は、給与の定義であり、フルタイム職員については給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当を給与とといいます。パートタイム職員については、報酬及び期末手当を給与とといいます。

第2項は、給与は原則現金で支払わなければならないことを規定しています。

第3条は、フルタイム職員の給料は、別表第1に定める給料表によることを規定しています。

第4条は、フルタイム職員の職務の級は、別表第2に定める等級別基準職務表によることを規定しています。

第5条は、フルタイム職員の号俸は、規則で定める基準に従い決定することを規定しています。

第6条は、フルタイム職員の給料の支給方法について、第7条は、通勤手当について、常勤職員の給与条例を準用します。

第8条は、フルタイム職員の特殊勤務手当について、給与条例及び特殊勤務手当条例を準用します。

第9条は、フルタイム職員の時間外勤務手当について、第10条は、夜間勤務手当について、第11条は、休日勤務手当についてで、給与条例を準用いたします。

第12条は、フルタイム職員の期末手当についてで、第1項は任期が6か月以上の職員について給与条例を準用するもので、各期の期末手当の額は期末手当基礎額に100分の50を乗じて得た額とし、年間一月とします。

第2項は、任期が6か月に満たない職員が一会計年度内において任期の合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期が6か月以上の職員とみなすものであります。

第3項は、前会計年度の任期との合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期が6か月以上の職員とみなすものであります。

第13条は、フルタイム職員の給与1時間当たりの給与額の算出方法について、第14条は、給与の減額について規定しています。

第15条は、パートタイム職員の報酬についてで、第1項は月額で支給する場合の報酬額について、第2項は、日額で支給する場合の報酬額について、第3項は、時間額で支給する場合の報酬額についてで、それぞれ勤務量に応じた報酬額を算出する方法を規定しています。

第4項は、第1項から第3項までで使用している基準月額についてで、第3条から第5条までのフルタイム職員の規定を適用して得た額としています。

第16条は、パートタイム職員の報酬の支給方法についてで、計算期間、支給日などを規定しています。

第17条は、パートタイム職員の特殊勤務に係る報酬についてで、特殊勤務手当条例の例により計算し、報酬として支給するものであります。

第18条は、パートタイム職員の時間外勤務に係る報酬について、第19条は、夜間勤務に係る報酬について、第20条は、休日勤務に係る報酬についてであり、常勤職員やフルタイム職員と同様の考えにより、報酬として支給するものでございます。

第21条は、パートタイム職員の期末手当についてで、任期が6か月以上で1週間当たりの勤務時間が著しく少くない者について給与条例を準用するもので、各期の期末手当の額は期末手当基礎額に100分の50を乗じて得た額とし、年間一月とします。

第2項、第3項は、フルタイム職員同様、任期を6か月以上とみなす場合についての規定であります。

第22条は、パートタイム職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について、第23条は、報酬の減額についてであります。

第24条は、給与からの控除についてで、給与条例を準用いたします。

第25条は、町長が特に必要と認める場合の給与についてで、職務の特殊性等により必要と認める場合には、常勤職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、別に定めるものであります。

第26条は、パートタイム職員の通勤に係る費用弁償についてで、1日当たりの所要額

に対して支給するものであります。

第27条は、パートタイム職員の公務のための旅行に係る費用弁償についてで、旅費条例の例により費用弁償を支給するものであります。

第28条は、必要な事項は規則に委任するものであります。

附則第1項は、施行期日で令和2年4月1日から施行します。

附則第2項は、経過措置で第12条第3項及び第21条第3項における期末手当の前会計年度の任期を合算する規定は、現行の臨時非常勤職員の任期についても合算するものであります。

別表第1は、第3条関係の給料表でございます。

11ページの別表第2は、第4条関係の等級別基準職務表であります。

次のページ以降に参考資料として、遠軽町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則を添付しておりますので御参照願います。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

次に、議案第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、御説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、所要の規定を整備するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

本条例は、整備をする条例ごとに9条の構成となっております。

改正の内容につきましては新旧対照表で御説明いたしますので、6ページの次のページをお開き願います。

第1条関係の遠軽町職員の分限の手續及び効果に関する条例は、第4条の休職の効果において、第1項で3年を超えない範囲内と定めている休職期間について第4項を追加し、会計年度任用職員については、任期の範囲内とするものであります。

第2条関係の遠軽町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例は、第3条の減給の効果において、給料の月額との定めについて、パートタイム会計年度任用職員については、報酬の額とするものであります。

2ページをお願いいたします。

第3条関係の遠軽町職員の育児休業等に関する条例は、会計年度任用職員の育児休業を可能とするための改正であり、本条例中、育児休業法とは地方公務員の育児休業等に関する法律をいい、この法律を実施するために必要な事項をこの条例で定めているものでございます。

第2条は、育児休業法に基づき、育児休業をすることができない職員を定めたものであり、非常勤職員について第3号を追加し、基本的にアのとおり引き続き1年以上在職し、子が1歳6カ月になるまでの間にその任期が満了し、引き続き採用されないことが明らかでなく、勤務日数を考慮した職員については育児休業が可能なものでございます。

《令和元年12月10日》

第2条の3は追加するもので、非常勤職員の育児休業期間を定め、原則第1号のとおり子が1歳に到達するまでであります。

3ページ、第2条の4は追加するもので、非常勤職員の育児休業を子が2歳に到達するまで認める特別な場合を定めるものであります。

4ページ、現行第2条の3は、第2条の3、第2条の4を追加することにより、第2条の5とするものであります。

第3条は、1人の子につき再度の育児休業を承認する特別な場合であり、第6号は補足、第7号、第8号は非常勤職員について追加するものであります。

第4条は、育児休業期間の再度の延長ができる特別な場合であり、補足するものであります。

5ページ、第7条第2項は、勤勉手当の支給についてで、会計年度任用職員を除くことを加えるものであります。

第8条は、職務の復帰後の号俸調整についてで、会計年度任用職員を除くことを加えるものであります。

第9条は、退職手当の取り扱いについてであり、パートタイム会計年度任用職員は、本条の対象とならないことを追加するものであります。

第11条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別な場合についてで、第7号を補足するものであります。

第12条の2は追加するもので、育児短時間勤務の承認、または期間の延長の請求手続について定めるものであります。

第14条の2は追加するもので、育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知について定めるものであります。

6ページ、第21条は、部分休業をすることができない職員についてで、第2号の非常勤職員に関する事項を加えるものであります。

第22条は、部分休業の承認についてで、非常勤職員について追加するものであります。

7ページ、第4条関係の遠軽町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例は、第1条は、地方自治法の当該項が1項繰り下がったものであります。

第2条及び別表第1は、交通安全指導部長、交通安全指導副部長、交通安全指導員について、遠軽町安全安心まちづくり協議会（遠軽町交通安全推進・指導部会）委員とするものであります。会計年度任用職員制度の創設に伴い、特別職非常勤職員が厳格化されたため、交通安全指導員を遠軽町安全安心まちづくり協議会委員とし、明確に特別職非常勤職員と位置づけるもので、本条例におきましては明確に表現をしたものであります。

8ページ、第5条関係の遠軽町一般職の職員の給与に関する条例は、第29条の非常勤職員等の給与を会計年度任用職員の給与とし、別に条例で定めることを定めるものであります。

ます。

第6条関係の遠軽町職員の旅費に関する条例は、第2条第1号の職員の定義において、パートタイム会計年度任用職員を除くことを加えるものであります。

9ページ、第7条関係の遠軽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、第2条第4項において、会計年度任用職員の給与の種類等を定め、第21条の非常勤職員等の給与を削除し、第22条を第21条とするものであります。

第8条関係の遠軽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、第3条の報告事項において、対象から除かれる職員からフルタイム会計年度任用職員を除くことを加えるものであります。

別紙の6ページに戻っていただきまして、第9条は、遠軽町交通安全指導員条例の廃止であり、第4条関係で御説明したとおり、特別職非常勤職員が厳格化されたため、交通安全指導員を遠軽町安全安心まちづくり協議会委員とし、明確に特別職非常勤職員と位置づけることにより、本条例が不要となるため、廃止するものであります。なお、交通安全指導員の職務等に変更があるものではございません。

附則として、施行期日は令和2年4月1日であります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第2号の質疑を行います。

11番、佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 議案第2号の遠軽町会計年度任用職員の関係について、2点質問いたします。

条例の中身そのものについては、以降の所管の中で議論もされますから、その点については触れません。その上で、実際に運用していく上での基本的考え方について、1点聞きたいと思います。

会計年度任用職員ができた背景については、既に御案内のとおり、全国で50万人か60万人というふうに言われています、いわゆる官製ワーキングプアと呼ばれる方々の一つは処遇改善というのが目的というふう認識しています。もう一つは、優秀な人材の確保と。こういう視点で全国的に進められていくのだろうというふうに思いますけれども、そこら辺の関係について、まず、運用する上でどのような認識を持って、どういう視点で実際に運用していこうとしているのか、その点についてお伺いします。

もう1点は、フルタイム、それからパートタイムに職員が分かれていますけれども、現場で運用するときに、どちらを中心にして実際に現場で運用を図っていこうとしているのか。そして、運用するに当たって現場の要望や、あるいは個人の任用される方の意向、希望、そういったものなどが反映をされていけるのかどうか、そこら辺のところについて。

あともう一つは、現場の裁量権というのが実際に任用するに当たって認められるのかど

うなのか、ここら辺のところについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 1点目の会計年度任用職員の制度をどういうふうに運用していくのかという御質問でございますけれども、まず処遇の改善という部分でございますけれども、今回の制度構築に当たりましては、従来の制度と比較しまして給与面、それから休暇面、そういったところで一定程度の処遇改善を図ったというふうに考えてございます。

また、優秀な人材の確保という部分でいきますと、これは従来から同様でございますけれども、職員の採用に当たりましては競争試験、または選考により優秀な人材を確保していきたいというふうに考えてございます。

また、2点目のフルタイム、パートタイムのどちらを中心に運用していくのかという御質問だというふうに思いますけれども、会計年度任用職員に担っていただく業務につきましては、まずは事業ごとに必要な勤務量というものがございます。その勤務量やシフトに応じまして、フルタイムの職がふさわしいのか、パートタイムの職がふさわしいのかという判断になるかなというふうに考えております。事業ごとに必要な職の設定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それでは2点目の関係で、現場段階における裁量行為といえますか、そこら辺のところについての答えというのはちょっと返ってこなかったように思ったのですが、そこら辺のところについてはどういうふうに考えておりますか。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 現場の裁量の部分の御質問でございますけれども、事業ごとにそれぞれの特性がございますので、勤務量がどれだけ必要なのか、また、どういうシフトが必要なのか、そういったものは予算にも影響する話になってきますので、現場も含めて町全体で判断していくという形になっていくかと思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 最後ですけれども、いずれにしても労働契約法は適用されませんから、結果として1年で終わり。その次の保障も全くないということなども考えますと、できるだけフルタイムの中で考えるべきだというふうに申し上げて、終わります。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） フルタイムをできるだけということでございますけれども、先ほどの答弁でもさせていただきましたとおり、まずは事業ごとに必要な勤務量というものがございます。その勤務量を担っていただく上でフルタイムが必要なのか、パートタイムが必要なのか、こういった体制を組めば行政サービスの向上につながるのか、そういった

た視点で判断をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、なお審査の必要があると思われまますので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号及び議案第4号は、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第3号遠軽町合葬墓条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第3号遠軽町合葬墓条例の制定について御説明いたします。

本条例は、遠軽町合葬墓を設置するため、本条例を制定するものです。

次ページ、別紙をお開き願います。

遠軽町合葬墓条例は、第1条から第12条までの構成となっております。

第1条は、設置に関する規定でありまして、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、合葬墓を設置する旨を定めるものです。

第2条は、定義に関する規定でありまして、この条例において使用する用語の意義について定めるものです。

第3条は、名称及び位置に関する規定でありまして、合葬墓の名称は六郷合葬墓、位置は遠軽町生田原水穂168番地と定めるものです。

第4条は、合葬墓を使用することができる者の要件について規定をするものです。

第5条は、使用許可についての規定でありまして、使用の際は許可を受けなければならないことを定めるものです。

第6条は、使用料に関する規定でありまして、焼骨一体につき3万円を納入することなど、使用料について定めるものです。

第7条は、使用料の減免に関する規定でありまして、特別な理由があると認めるときは使用料の全部、または一部を減免することができることを定めるものです。

第8条は、使用料の還付に関する規定でありまして、還付する理由が生じた場合に還付することができる旨を定めるものです。

第9条は、合葬墓に設置した墓誌板掲示台の使用に関する規定でありまして、使用者が掲示を希望する場合に墓誌板を掲示できること、また、作成費用等は使用者が負担することを定めるものです。

第10条は、焼骨の不返還に関する規定でありまして、合葬墓に埋蔵された焼骨は他の埋蔵者の焼骨と一体となるため、返還しないことを定めるものです。

第11条は、損害賠償に関する規定でありまして、合葬墓の損傷、または滅失した場合の賠償責任の所在について定めるものであります。

第12条は、委任に関する規定でありまして、必要な事項は規則で定めると規定するものであります。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行する。

また、参考資料といたしまして、本条例に基づく規則を添付しておりますので御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

山本議員。

○12番（山本 悟君） 2回に分けて質問したいと思います。

そのうちの1回目、まず今回、生前予約というのがほかの町村でもあるのですが、それを遠軽町は採用しないのかどうか1点。

2点目は、第6条、焼骨一体につき3万円というふうに記載されています。これも近隣の町村と比べますと5,000円から2万円の範囲内でやっているのですが、遠軽は3万円。その3万円にした経過をお聞きしたいと思います。

もう1点、施行規則の第5条関係、墓誌板の関係も聞きたいと思いますので、まず1点目の生前予約、これについて回答をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） まず、1点目の生前予約の関係ですが、こちらにつきましては遠軽町の場合は、条例の中には含めないということに定めております。

生前予約をしない理由といたしましては、やはり実際に埋蔵される方を優先として考え

ておりまして、生前予約をする場合の規定というのが具体的なところでいいますと、何年先から予約ができるのか、もしくは関係する人がなくなった場合に、それについてどうするのかという細かいところの規定がなかなか難しいところがございます、こちらについては遠軽町の場合は考えないというところで、生前予約を中に含めなかった理由でございます。

金額につきましては、先ほど3万円と設定させていただいた理由につきましては、今回の合葬墓建立に当たりましての工事にかかりました経費の分と合わせまして、今後の合葬墓を維持運営していくための管理委託に係る経費の分を見込んだ中で、今後、埋蔵予定の1,000体分を割り返した数字として、3万円という数字を出させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 生前予約、それから一体3万円の話はわかりました。

条例の施行規則の墓誌板の関係、第2号に大きさが書いています。この大きさ、自分でちょっとつくってきました。この大きさなのですけれども、屋外に出しているものですから破損する可能性があるかどうかを心配しているのですが、その点考えたのかどうかお聞きしたいのです。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 今の大きさなのですけれども、見ていただくとわかるのですが、そちらのほうのサイズのもを実際は張りつけるタイプというふうになっております。その墓誌板の掲示台のところに3段にわたって溝みたいなものがあるのですが、その厚さというのがちょうど埋め込むというか、はめ込む厚さとなっております。2センチほどぱたんと中に接着をさせて、密着して中にはめ込むという形を考えておりますので、今のところまだ破損という話はちょっとどうかと思いますが、一応構造上はそういったことで考えております。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 実は、心配なのは50年、100年を考えますと壊れてしまうということを考えてものですから、ちょっとお聞きしました。

それで、つくるときに多分個人によっては石の色がまちまちになると思うのです。調べましたら全部で300色ぐらいあるのですが、墓誌板の中にまちまちの色があってカラフルになっていいのかもしれませんが、統一性がないのではないかなというふうに心配したのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） こちらの墓誌板につきましては、墓石業者の方、町内のそういった管理するところをお願いしてということ想定しておりますので、色が変わるとか、そういったことについてまでもこちらのほうでは考えておりませんが、統一したも

のということで検討しています。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号遠軽町合葬墓条例の制定については、なお審査の必要があると思われまので、民生常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、民生常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

11時10分まで、暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第5号から日程第18 議案第15号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第12 議案第6号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、日程第13 議案第10号指定管理者の指定について、日程第14 議案第11号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）、日程第15 議案第12号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第16 議案第13号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第17 議案第14号令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第18 議案第15号令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員給与につきましては、地方公務員法の規定に基づき、国家公務員の給与改定状況等を踏まえ改定をしてきたところであります。

本年の給与改定に当たりましても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、給料月額、勤勉手当の支給割合及び住居手当の月額を改定するものでございます。

《令和元年12月10日》

次のページ、別紙をごらん願います。

この条例は、2条の構成でありまして、施行日の違いにより条を分けております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明をいたしますので、6ページの次のページをお開き願います。

第1条関係は、令和元年度に影響する改正であります。

第26条第2項は、勤勉手当支給割合に関する規定でありまして、第1号において6月期、12月期ともに100分の92.5であった支給割合を、6月期をそのままに12月期を100分の97.5に改め、年間支給割合を1.85月から1.9月に引き上げるものであります。

別表第1は、一般職給料表でありまして、給料月額を平均0.1%引き上げるものであります。高卒初任給2,000円、大卒初任給1,500円を引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定をするものであります。改定は、平成31年4月にさかのぼって適用するものであります。

参考資料の5ページをお開き願います。

第2条関係は、令和2年度から影響する改正であります。

第13条第1項は、住居手当の支給対象職員を定めた規定であり、現行第1号の住宅を借り受けている職員については、住居手当の対象となる家賃の下限額を1万2,000円から1万6,000円に引き上げるものであります。

現行第2号の住宅を所有している職員については、廃止をするものであります。

第13条第2項は、住居手当の月額を定めた規定であり、住宅を借り受けている職員については、月額2万7,000円以下の家賃の場合、家賃月額から1万6,000円を控除した額とします。月額2万7,000円を超える家賃の場合、家賃月額から2万7,000円を控除した額の2分の1を1万1,000円に加算した額とし、上限を2万8,000円とします。

第26条第2項の勤勉手当支給割合を6月期、12月期ともに100分の95に改めま

す。
別紙の5ページに戻っていただきまして、附則として、第1項の施行期日は公布の日からであります。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日からであります。

第2項は、第1条による改正後の給与条例の規定は、平成31年4月1日から適用することを規定しています。

第3項は、給与の内払いとみなすことを規定しています。

第4項は、住宅を借り受けている職員に係る住居手当に関する経過措置で、減額となる額が2,000円を超える場合には令和3年3月までの1年間、旧手当額から2,000円を控除した額を住居手当とするものです。

第5項は、住宅を所有している職員に係る住居手当の経過措置で、施行日に住居手当を支給されていた職員の住居手当については、なお従前の例によります。

第6項は、規則への委任について規定をしております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

次に、議案第6号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員の勤勉手当支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当支給割合を改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をごらん願います。

この条例は4条の構成でありまして、第1条及び第2条は、議会議員の期末手当支給割合を改正する規定、第3条及び第4条は、町長、副町長及び教育長の期末手当支給割合を改正する規定であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページの参考資料をごらん願います。

議会議員、町長、副町長、教育長ともに、改正内容、期末手当支給割合などは同じでありますので、議会議員の例により、参考資料の1ページで御説明をさせていただきます。

第1条関係は、令和元年度の期末手当支給割合を改正するもので、12月期の支給割合を100分の227.5に改め、年間支給割合を4.45月から4.5月に引き上げるものであります。

下段の第2条関係は、令和2年度以降の期末手当支給割合を改正するもので、6月期、12月期ともに100分の225に改めます。

別紙に戻っていただきまして、附則として、第1項の施行期日は公布の日からであります。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日からであります。

第2項は、第1条及び第3条による改正後の条例の規定は、平成31年4月1日から適用することを規定しています。

第3項は、期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第10号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、遠軽町芸術文化交流プラザの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、遠軽町芸術文化交流プラザであります。

指定管理者は、遠軽町岩見通南2丁目2番地、遠軽商工会議所会頭、渡邊博行であります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は記載のとおりでございます。

《令和元年12月10日》

います。

業務につきましては、ア、プラザの維持管理に関する業務、イ、プラザの運営に関する業務、ウ、プラザの使用の許可に関する業務、エ、プラザの使用の許可に係る料金の徴収に関する業務、オ、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が施設の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は2億168万9,000円で、令和2年度、627万3,000円、令和3年度、9,233万6,000円、令和4年度、1億308万円であります。

選定に当たりましては、11月18日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由であります。遠軽商工会議所は遠軽地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進と商工業の発展に寄与することを目的として設立されておりますが、平成10年度からは遠軽町福祉センターの管理運営を行っており、日常的な施設の利用形態や住民ニーズ等を把握し、適正な住民サービスの提供が行われております。さらには、中心市街地ににぎわいをもたらす各種イベントの企画や開催経験が豊富であります。

遠軽町芸術文化交流プラザは、音楽を中心とした芸術、文化活動の拠点として、中心市街地に新たなにぎわいや人と人との交流を創出することをコンセプトとしており、貸館事業のほか、音楽ホールを初め、新たな施設機能を活用したさまざまな学習・芸術文化活動事業を展開していくため、これまでの経営、管理、運営等の実績やノウハウを活用すべきであり、新たな公共サービスの効果的かつ効率的な提供が見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について審査の結果、遠軽町芸術文化交流プラザの設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、利用者サービスの向上のための具体的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画、施設管理を安定的に行う人員計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、管理・運営技術や専門技能の実績を生かしながら管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されたため、遠軽商工会議所を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第11号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の

総額に歳入歳出それぞれ1,788万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を172億175万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為」により説明いたします。

地方債の変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に406万2,000円を追加し、総額を1,001万4,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に1,273万円を追加し、総額を2億5,606万5,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に39万3,000円を追加し、総額を2億3,133万3,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に70万円を追加し、総額を38億3,320万円とするものです。

これにより、歳入合計171億8,387万2,000円に1,788万5,000円を追加し、総額を172億175万7,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款議会費につきましては、1項議会費に19万5,000円を追加し、総額を8,463万8,000円とするものです。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を990万6,000円減額し、総額を34億8,969万5,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に275万8,000円を追加、2項児童福祉費に1,049万1,000円を追加し、総額を30億5,594万8,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に33万1,000円を追加、2項清掃費に1,153万1,000円を追加し、総額を14億5,149万7,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に74万5,000円を追加し、総額を4億374万円とするものです。

10款教育費につきましては、6項保健体育費に174万円を追加し、総額を12億101万6,000円とするものです。

これにより、歳出合計171億8,387万2,000円に1,788万5,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の172億175万7,000円とするものです。

次に、第2表、債務負担行為について説明いたします。

債務負担行為につきましては、芸術文化交流プラザ指定管理料。

期間、令和元年度から令和4年度。

限度額2億168万9,000円を追加するものです。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の変更につきましては、草地整備事業の限度額を290万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費1目議会費、議員報酬及び期末手当等19万5,000円につきましては、期末手当の支給割合の改定により予算を補正するものです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、特別職人件費11万5,000円につきましては、期末手当の支給割合の改定により、予算を補正するものです。一般職人件費1,820万2,000円の減額につきましては、給与改定及び人事異動に伴う会計間の移動等により予算を補正するものです。

6目企画費、企画一般経費269万4,000円につきましては、遠軽高等学校通学者等助成金を追加するものです。

8目交通対策費、バス路線確保事業67万2,000円につきましては、名寄線代替バス運営協議会負担金4万3,000円、地域公共交通確保維持改善事業補助金62万9,000円を追加するものです。町営バス運行事業6万円につきましては、道の駅バス停留所新設に伴い、遠軽・丸瀬布線に係る運行委託料を追加するものです。紋別空港利用促進事業30万円につきましては、障がい者助成金の利用見込みがふえていることから、紋別空港利用促進助成金を追加するものです。

14目諸費、税外収入還付金39万3,000円につきましては、平成29年度介護サービス提供基盤等事業費交付金に係る道費収入の精査による返還金を計上するものでございます。

15目基金運営費、基金運営事業406万2,000円につきましては、指定寄附金7件、151万円、ふるさと納税寄附金234件、255万2,000円により、まちづくり振興基金積立金を追加するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業131万7,000円につきましては、人事異動及び給与改定による国民健康保険特別会計予算の補正に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を計上するものです。介護保険事業144万1,000円につきましては、人事異動及び給与改定による介護保険特別会計予算の補正に伴い、介護保険特別会計繰出金を計上するものです。

《令和元年12月10日》

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業1,049万1,000円につきましては、平成30年度に実施した認定こども園こころの改築に係る国庫補助金の精算において補助対象経費が増額となったことから、認定こども園等施設整備事業補助金を追加するものです。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費、上水道事業33万1,000円につきましては、給与改定による水道事業会計予算の補正に伴い、水道事業会計繰出金を計上するものです。

2項清掃費2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業1,153万1,000円につきましては、遠軽地区広域組合の遠軽クリーンセンター建設事業において、平成25年度から29年度に交付を受けた国庫補助について、諸経費率の積算や対象経費の算定の誤りにより交付金の返還が生じたことから、整備の負担率に応じた額を構成3町で負担するため、遠軽地区広域組合衛生負担金を追加するものです。

6款農林水産業費1項農業費6目農業施設費、公共牧場管理事業74万5,000円につきましては、道営草地整備事業に係る工事に追加が生じたことから、事業負担金を追加するものです。

10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費助成事業174万円につきましては、遠軽中学校の全日本少年秋季軟式野球大会出場のほか、各種大会参加出場分に係る社会体育振興補助金を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金151万円につきましては、まちづくり振興資金として4件、133万円、社会福祉振興資金として2件、15万円、スポーツ振興資金として1件、3万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金255万2,000円につきましては、234件のふるさと納税をいただいたものです。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金1,273万円につきましては、前年度繰越金の追加です。

21款諸収入5項雑入6目雑入39万3,000円につきましては、介護サービス提供基盤等事業費交付金による小規模多機能型居宅介護支援事業所整備について、事業者の消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金返還金の受け入れによるものです。

22款町債1項町債3目農林水産業債70万円につきましては、草地整備事業債の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第12号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

《令和元年12月10日》

令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,394万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明をいたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

6款繰入金につきましては、1項他会計繰入金に131万7,000円を追加し、総額を2億5,571万6,000円とするものです。

9款国庫支出金につきましては、新設でございまして1項国庫補助金に15万2,000円を新たに計上するものです。

これによりまして、歳入合計22億7,247万6,000円に146万9,000円を追加し、総額を22億7,394万5,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に146万9,000円を追加し、総額を歳入歳出と同額の22億7,394万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明をいたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、職員の異動及び人件費の精査によるものであり、一般職給103万3,000円の追加、職員手当等5万7,000円の減額、共済費34万1,000円の追加をするものです。

また、13節委託料15万2,000円の追加は、現在のシステムにオンラインによる資格管理及び代理資格等の連携を追加するための改修に要する経費を追加するものでありまして、全額国の補助対象となるため、歳入で同額を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

歳入。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金131万7,000円は、人件費分の追加であります。

9款国庫支出金は新設でありまして、1項国庫補助金1目国民健康保険制度関係業務事業費補助金15万2,000円は、歳出で御説明をいたしましたシステム改修経費に関する補助金であります。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第13号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億3,086万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に144万1,000円を追加し、総額を3億2,605万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計20億2,942万2,000円に144万1,000円を追加し、総額を20億3,086万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に144万1,000円を追加し、総額を4,527万7,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計20億2,942万2,000円に144万1,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の20億3,086万3,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般職人件費144万1,000円につきましては、職員の人事異動に係る精査及び給与改定に伴う追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金、職員給与費等一般会計繰入金144万1,000円につきましては、職員の人事異動に係る精査及び給与改定に伴う追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第14号令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

第2条は、令和元年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

《令和元年12月10日》

収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益を33万1,000円増額し、総額を5億6,628万円とするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用を110万3,000円増額し、総額を5億57万3,000円とするものです。

第3条は、予算第7条に定めた職員給与費6,415万6,000円を6,486万9,000円に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページ、補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益1項営業収益2目他会計負担金33万1,000円の増額は、給与改定等に伴う一般会計繰入金の追加によるものです。

6ページをお開き願います。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで、合計57万4,000円の増額、2目配水及び給水費1節給料から6節法定福利費まで合計36万9,000円の増額、3目総係費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計16万円の増額は、給与改定及び人事異動に伴う会計間の移動等により、人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

次に、議案第15号令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第2条は、令和元年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用を163万9,000円減額し、総額を9億4,740万1,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた職員給与費5,849万7,000円を5,705万3,000円に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に5ページ、補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきましては、第1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計350万8,000円の減額、2目処理場費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計149万9,000円の増額、3目総係費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計37万円の増額は、給

与改定及び人事異動に伴う会計間の移動等により、人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案8件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 2点ほどちょっと確認的なことになるとは思いますけれども、今回の人事院勧告というのは10月11日のネット上で載っているのですが、それを拝見させていただきましたのですが、遠軽町の今回の計上については、若年層の給与の引き上げ、それから初任給の引き上げ、それから期末勤勉手当、あとは住居手当の範囲を計上されていると思いますが、人勸の中では扶養手当だとか退職手当についても何か述べられていることになっていますが、この辺は今回遠軽では計上していないようですが、その理由はいかがなものでしょうかということと。

全く基本的な人勸の趣旨というか、もう大分前から伝えられている、何回も言われていると思うのですが、いわゆる勤勉手当の件なのですが、端的に人勸の内容を見てもらえばわかりますけれども、勤勉手当については一律支給するというは余りよろしくないですよという、あくまでも評価に基づいて勤勉手当を出すべきだという人事院勧告からの指摘はありますが、その辺はもしかして一律支給になっているとすれば、どういう評価でもって、そういうふうになっているのかということとをちょっとその辺を教えてくださいたい。この2点、よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 本年の人事院勧告につきましては、8月に国家公務員を対象として出されております。その内容を確認をさせていただいておりますけれども、扶養手当、退職手当については勧告の中で触れられていないという認識を持っております。

また、勤勉手当について、一律支給についての御質問でございますけれども、休暇ですとかそういった期間が足りない部分については割り落としといいますか、減額をするような形で支給をしております。

また、人事評価制度が数年前から始まってございます。今まだ徐々に制度をスキルアップさせている最中でございますけれども、将来的にはそういった人事評価での結果をさらに反映をさせていくというような方向で、今、検討を続けている最中でございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） わかりました。

全国的にそういうふうなこととか、一律支給というそういう部分があるので、国のほうもそういうことは是正してくださいという意味で書かれてきているのだと思いますの

で、善処方よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど1点目に言っていた、この退職手当だとか扶養手当だとかという部分については、10月11日の勧告に文字として載っているのですが、その辺の認識の違いですかね。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 10月11日付ということであれば、総務副大臣から出された地方公務員の給与改定等に関する取り扱いについての文書になるかなというふうに思いますが、これにつきましては、ことしの8月に出された人事院勧告に対して触れられるのは当然でございますけれども、それ以外についても制度全般として、総務省として懸念としている部分を含めて通知が出てくるものでございますので、今回、当町の給与改定には影響のない部分というふうに判断をしております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 人事院勧告というのは、地方公務員に対しての勧告であって、議会だとか町長の特別職、そういうものに対して、影響する範囲に入るのですか、人勧の勧告というのは。

というのは、あくまでも議会というのは独立した場所だと思っておりますので、人勧があったから、それから一般職の給与改定があったから、そこら辺でこちらのほうにも影響というか、それも委員会の説明のときに、一般職のさっき言っていた勤勉手当の改定に鑑み、議会側のほうもその割合を乗じますよという話をされたので、そのときにもちょっとおかしいのではないかという話はしたのですが、おかしくないですか。

議会側のほうに人事院勧告のそういう指摘が影響が及ぶということは、ちょっと考えられないのですが、私的には、あくまでも独立した立法に対して、そういう部分は考えられますか。このことは過去ずっと何十年もやってきているので、その流れではあるというのは認識しますが、そろそろその辺の感覚というのは改めるべきかなと思ったりしていますが、その辺はどうですか。

それと、これも指摘していたことなのですが、議会側の報酬の改正というか見直しというか、そういう部分については議会議員の報酬審議会というのが存在していて、これは小さなものだから町長の諮問が要らないのかなというふうな部分はありますが、一応そういう条例がありますので、それにのっとった形で今回は出していないという話なのでそうなのですか。

審議会に諮問して議会側の特別職のそういう部分を改正するべきかするべきではないかというところは、7人でしたか、諮問委員というのは、構成委員というか、その方たちの意見を聞いて出してくるというのが条例改正の趣旨だと思うのですけれども。その範囲はあるのですか。幾らだから諮問しなくていい、これだけ大きなものだから諮問するだとかという、そういう決まりはあるのですか。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） ただいまの1点目の人事院勧告の関係ですけれども、人事院勧告につきましては、当然国家公務員の職員、地方公務員の職員という形で勧告を出されるわけで、議員の分ということで出されるわけではございません。ただ、今までの経過から申し上げますと、勤勉手当等、期末手当等が改定になった場合につきましては、特別職並びに議会議員の皆様につきましても同じ率の改定という形で進めてきておりますので、それに基づきまして進めているというところでございます。

二つ目の今回手当を改正する場合につきましては、報酬等審議会に上げるべきではないかという御意見だというふうに思いますけれども、報酬等審議会委員は現在7名で、ただ現在しばらく開催しておりませんので、委員としては委嘱してございません。

報酬審議会につきましては、名前のおり報酬を審議するという形で基本的には考えてございますので、特別職の期末手当の部分、議員の期末手当の部分につきましては、先ほど言いましたような形で職員の人事院給与改定に鑑みまして、それなりに改定をしてきているという形で御理解を願えればと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） よくわかります。わかりながら質問しているのですけれども、もう1点だけ確認させてもらいたいのですが、特別職だとか、議員も特別職なのですけれども、一般職の勤勉手当の改正に鑑み、こちらにという、そういう云々の説明なのですけれども、勤勉手当そのものというのは議員という立場、議会という立場の中で勤勉手当は余りなじまないのではないかと思うのだけれども。勤勉して当たり前の話で、立場的に。

一般職の人たちの勤勉手当の改正があったから、それに鑑み、議会のほうもと言われてしまうと。勤勉と書いてありますよね、議案には。恐らく期末手当、勤勉手当と書かれていけば、期末はうちらにも関係あるからそういうことかなと思うのだけれども、勤勉一発で書かれたら俺勤勉しているよな、してないかなんて自問自答してしまいますけれども、そこら辺どうですか。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 一般職の運用につきましては、期末手当、勤勉手当というのがございまして、特別職並びに議会議員につきましては、勤勉手当という項目はございません。期末手当一本でございまして、一般職の勤勉手当に鑑みという言葉を使わせていただいておりますけれども、同じ率を職員では期末手当と勤勉手当の足した率、そして特

別職におきましては期末手当一本という形で今回改正させていただいておりますので、特別職、議員には勤勉手当というのはないということで御理解願えればよろしいのかなと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

食事のため、1時まで暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第10号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、10ページから11ページ

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に2款総務費、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に3款民生費、14ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に4款衛生費、18ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に6款農林水産業費、22ページから23ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に10款教育費、24ページから25ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

18款寄附金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に20款繰越金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に21款諸収入、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に22款町債、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表、債務負担行為、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第3表、地方債補正、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

6款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に9款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

8款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページから6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《令和元年12月10日》

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

以上で、議案8件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案8件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第19 議案第7号遠軽町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長(平間敏春君) 議案第7号遠軽町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る利率等を改正するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、次の

ページをお開き願います。

第14の見出し中「利率」を「保証人、利率」に改め、近年の低金利の情勢を踏まえ、同条第2項中「10.75%」を「5%」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「災害援護資金は、」の次に「保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3%」を「1%」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第1項として被災等により保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸し付けを受けられるよう、貸付条件の一つである保証人について削除されたことに伴い、「災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。」を加えるものです。同条第3項の次に第4項として、「第1項の保証人は、災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、施行令第9条の違約金を包含するものとする。」を加えるものです。

第15条では、被災者の災害援護資金の円滑な償還と市町村の確実な債権回収のため、被災者が災害援護資金の償還方法を選択できるよう第1項中、年賦償還の次に「半年賦償還、または月賦償還」を加え、同条第3項中、保証人を削り、第12条を第11条に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第8号遠軽町立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

村上教育部総務課長。

○教育部総務課長（村上裕和君） 議案第8号遠軽町立学校設置条例の一部改正についてを御説明いたします。

令和3年3月31日をもって遠軽町立瀬戸瀬小学校を廃止することに伴い、遠軽町立学

校設置条例の一部を改正するものでございます。

次のページの別紙をごらん願います。

遠軽町立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。改正の内容につきましては、次のページの参考資料の新旧対照表により説明いたしますので、ごらん願います。

別表第1中、遠軽町立瀬戸瀬小学校の項を削るものであります。

前のページに戻りまして、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町立学校設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第21 議案第9号指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第9号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、遠軽町白滝たい肥センターの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、遠軽町白滝たい肥センターであります。

指定管理者は、遠軽町東白滝246番地、白滝堆肥化利用組合組合長、早川剛司であります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりでございます。

業務につきましては、ア、たい肥センターの維持管理に関する業務、イ、たい肥センターの使用の許可等に関する業務、ウ、たい肥センターの使用の許可に係る料金の徴収に

関する業務、エ、前各号に掲げるもののほか、町長が施設の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料はございません。

選定に当たりましては、11月7日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由であります。遠軽町白滝たい肥センターは、家畜排せつ物の管理及び有効利用を目的とした施設であり、地域の畜産農家等が構成員となる団体が指定管理者になることは施設の目的から見て適切であり、これまでの管理、運営等の実績、また、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成されることが見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について審査の結果、遠軽町白滝たい肥センターの設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、環境との調和のとれた土づくりを進め、安全で良質な農作物の生産が可能な具体的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力を備えている点も評価されたため、白滝堆肥化利用組合を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

《令和元年12月10日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日は、これをもって延会します。

午後 1時13分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 石 井 篤 秀
署 名 議 員 山 谷 敬 二
署 名 議 員 山 本 悟